

令和元年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和元年12月19日（木曜日）

議事日程第5号

令和元年12月19日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 糸魚川市駅北復興まちづくり調査について
- 日程第4 議案第88号から同第110号まで、同第139号、請願第4号及び発議第9号
- 日程第5 議案第111号から同第128号まで、同第136号、同第137号、請願第3号及び発議第7号
- 日程第6 議案第129号から同第134号まで、同第138号、陳情第15号及び発議第8号
- 日程第7 議案第135号
- 日程第8 諮問第4号
- 日程第9 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 糸魚川市駅北復興まちづくり調査について
- 日程第4 議案第88号から同第110号まで、同第139号、請願第4号及び発議第9号
- 日程第5 議案第111号から同第128号まで、同第136号、同第137号、請願第3号及び発議第7号
- 日程第6 議案第129号から同第134号まで、同第138号、陳情第15号及び発議第8号
- 日程第7 議案第135号
- 日程第8 諮問第4号
- 日程第9 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番 平 澤 惣 一 郎 君 2番 東 野 恭 行 君

3番	山本	剛君	4番	吉川	慶一君
5番	中村	実君	6番	滝川	正義君
7番	佐藤	孝君	8番	新保	峰孝君
9番	田原	実君	10番	保坂	悟君
11番	笠原	幸江君	12番	斉木	勇君
13番	高澤	公君	15番	田中	立一君
16番	古川	昇君	17番	渡辺	重雄君
18番	松尾	徹郎君	19番	五十嵐	健一郎君
20番	吉岡	静夫君			

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	藤田	年明君
総務部長	山本	将世君	市民部長	五十嵐	久英君
産業部長	見辺	太君	総務課長	渡辺	成剛君
企画定住課長	渡辺	孝志君	財政課長	大沢	喜昭君
能生事務所長	土田	昭一君	青海事務所長	穂苅	真君
市民課長	小林	正広君	環境生活課長	高野	一夫君
福祉事務所長	川合	三喜八君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大嶋	利幸君	農林水産課長	猪又	悦朗君
建設課長	五十嵐	博文君	復興推進課長	斉藤	喜代志君
会計課長 会計管理者兼務	山口	和美君	ガス水道局長	樋口	昭人君
消防長	丸山	幸三君	教育長	井川	賢一君
教育次長	磯野	茂君	教育委員会こども課長	磯野	豊君
教育委員会こども教育課長	泉	豊君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	小島	治夫君
教育委員会文化振興課長 市民会館長兼務	伊藤	章一郎君	監査委員事務局長	渡辺	一彦君

〈事務局出席職員〉

局長	松木	靖君	次長	山川	直樹君
係長	上野	一樹君			

〈午前10時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 実君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、佐藤 孝議員、17番、渡辺重雄議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

昨日、12月18日に議会運営委員会が開かれていますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

委員会報告につきましては、総務文教、建設産業、市民厚生 の3 常任委員長から、休会中の所管事項調査の結果について口頭報告の申し出があり、また、糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出があることから、本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致を見えています。

議員発議についてですが、委員会付託となっていました請願第3号、同第4号及び陳情第15号がそれぞれ採択されましたことから、発議第7号、免税軽油制度の継続に関する意見書、発議第8号、基礎年金の改善と年金の毎月支給を求める意見書、発議第9号、天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議の3件が、それぞれ所定の手続を経て提出されています。これを本日の日程事項とし、即決にてご審議いただきたいものであります。

次に、議会運営についてであります。議員定数については、現状、また、減という意見もあり、さらに検討を要するとの意見も出ております。今後、全員協議会でも議員の皆さんの意見を聞く、継続して協議を進めることとしております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（中村 実君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、12月16日に所管事項調査を行っておりますのでご報告いたします。

調査項目は、1、消防団の現状と課題について。2、台風19号の対応について。3、第2期糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。4、子ども一貫教育基本計画について。

以上、4項目について調査を行っております。

主な内容をご報告いたします。

1点目、消防団の現状と課題については、平成16年4月から定員1,190人で推移している現在、高齢化及び人口減少による消防団員の確保が課題となっている。今後、地域の実情や特性を考慮し、消防団員の定員見直しや隣接分団との連携強化、災害に特化した機能別消防団員の強化、地域と連携した拠点化計画の推進をしていきたいと説明を受けています。機能別消防団員について、災害時対応の中で登山経験者やドローンの操作などを専門に対応できる団員を確保し、消防団や自主防災組織と連携する中で体制を強化したい。また、3月議会に定員改正に関する条例の改正を行いたい旨の答弁がありました。

2点目、台風19号の対応については、11月5日の委員会で休憩中の報告となっていたもの

を所管事項調査したものであります。今後、避難所においても情報が得られるようラジオやテレビの設置についても検討したい。また、出前講座など地域に入り、ハザードマップなどを活用して説明し、自分の命は自分で守る行動をしていただくために、市民の意識改革に取り組みたいと説明を受けています。

委員より、マイタイムラインを活用し、家族で家の周りに危険箇所がどこにあるのか、地震、津波、河川の氾濫、避難できる箇所、避難所の場所など、日常から話し合い、確認するための手法を出前講座などで周知してほしいという意見や、戸別受信機についても活用するよう周知してほしいなどの意見がありました。

3点目、第2期糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、9月24日に所管事項調査を行っていますが、今回は重点戦略事業として基本目標を3点提示され、今後の取り組みとして閉塞感を打破し、とがったものにするための戦略を盛り込み、若者を中心とした未来会議の意見を融合し作成した、CCRCの実現に向けた取り組み、若者の移住促進の取り組み、森林資源を活用した首都圏との連携事業、糸魚川の水の調査研究、新たな働き方であるワーケーションの調査研究などの説明を受けています。

委員より、首都圏の連携事業とあるが、これから考えるのではなく直接出向いてどんなことが必要なのか声を聞いてから先にまとめたほうが計画を立てる時期が早いのではないかと、また、CCRCでは、高齢者が多くなると医療費などの負担増につながるのではないかととの質疑があり、元気な高齢者の皆さんから当市においでいただくことによって消費にもつながり、雇用にもよい影響が出ることになると答弁がありました。ほかにも地域の資源を生かし、森林間伐材集合材でモニタリングできる住宅への意見や、石の町をPRするために糸魚川の町なかに石積工法を活用したまちづくりの要望と、CCRCでは高額なお金をかけてコンサルタントに任せないでいただきたいという意見が出されています。

4点目、子ども一貫教育基本計画について、11月5日にも所管事項調査を行っており、その後、11月11日から12月10日までの間のパブリックコメントや市校長会を通じた学校からの意見を取りまとめ、語句の修正を行ったもので、見直し部分の説明を受けております。

委員より、地域との連携、協働による教育活動を展開するためにコミュニティスクールを核とした学校づくりに取り組んでいるという地域の皆さんからの協力あつての事業だと思う。児童生徒を優先とした学校づくりになるようお願いしたいという意見がありました。

ほかにも多くの意見がありましたが、割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中 立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中 立一君登壇〕

○15番（田中 立一君）

建設産業常任委員会では、休会中の12月12日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、柵口温泉権現荘の指定管理者の評価結果についてであります。柵口温泉権現荘は特命随意契約により、株式会社能生町観光物産センターが平成29年4月から3年間、指定管理を行っているものであり、先般、指定管理者評価委員会により平成30年度の業務評価が行われ、評価票が提出されたところであります。

能生事務所より、管理運営状況について主要な取り組みとして、地元漁港を中心とした新鮮な海の幸の提供、地元スキー場との連携、上南地域の伝統行事等への参加や地域貢献を目的とした地域振興や地域活性化に資する活動を行ってきたが、平成29年度は1,523万円、平成30年度は1,290万円の赤字となった。評価票では、適正な管理運営の確保について利用者の安全確保やペレット活用などにおいて適正な施設管理を行っているとの自己評価であるが、利用者サービスの向上や利用者数増の取り組み、収支や収益の向上に関する取り組みで目標達成率が大きく下回ったことから市の評価はC評価とし、総合評価もCとなった。また、評価委員会の意見として、宿泊者数の増加を第一として営業活動を行うこと、営業の手法はダイレクトメールを工夫するなど発想を変えること、経費節減だけでなく今後に向けたポジティブな進め方で収支が黒字になるよう、市から指定管理者に指導願いたいとする意見があったと説明がありました。

委員より、2年続けての赤字は経営努力が足りない。市は50%の株主としてもっと真剣に取り組んでほしいが、市としてこの施設をどういう形に持っていきたいのかとの質疑に対し、地域振興の中核を担う施設であり、赤字になることは避けたい。宿泊施設の運営は難しく、経営は改善してきているが、顧客をすぐにはふやすことができないでいると答弁がありました。

また、指定管理者への経営指導はどのように行っているのかとの質疑に対し、毎月、収支状況の報告をいただいている、定期的に話し合う機会を持っていると答弁がありました。

委員より、選定委員会、評価委員会ではありますが、の構成についての質疑があり、4名が委員となっており、税理士、大学教授、元銀行員と藤田副市長であるとの答弁があり、委員より、会社の役員である副市長が委員に入っているのはいかがか。客観的に本当に経営をよくしようとするなら、全て外部からのほうがいいのではないのかとの質疑に対し、委員会のメンバーに副市長が入っているが、委員長は民間の委員となっているし、市として施設が適正に評価されているという面で副市長が委員の1人として入るのは、特に問題はないとの答弁がありました。

また、委員より、平成29年度、平成30年度と赤字が続いている。能生町観光物産センターに

は積立金があるが、赤字が続き、積立金がどれだけ減っただとか、積立金がなくなるまでとか、能生町観光物産センターが潰れるまで続けるとか、指定管理を続ける線引きと黒字化への取り組みについてどう考えているかとの質疑に対し、積立金には目的があり、権現荘の赤字につぎ込むという目的ではない。能生町観光物産センターは、独立した会社であるため、この場では答えられないところもあるが、当然、能生町観光物産センターを潰すことはできないので、指定管理の2期目がスタートし、同じような赤字が続くようであれば会社として厳しい判断をしなければならないと思う。宿泊客の減少が赤字の大きな要因であるため、宿泊者数をどうふやすか、リピーターをどう確保するかが課題であり、権現荘規模の施設を黒字化するためには、2億前後の売り上げがないと黒字化は難しいと答弁がありました。

委員より、平成28年度の指定管理制度移行前の食材原価率は44.8%で黒字だったが、昨年度の食材原価率はどうであったかとの質疑に対し、平成30年度は44.4%であったと答弁があり、それで赤字ということは努力が足りないのではないか。内容を精査し、改善すべきとの意見に対し、収支には固定経費と変動経費があり、宿泊客が少なくても固定経費はかかる。損益分岐点以上の収入を上げないと赤字になってしまうと答弁がありました。

委員より、平成26年度の大規模改修時に黒字化が見込めるという約束で大規模リニューアルをした経緯があるが、ハード整備の効果が発揮できないでいる原因は何かとの質疑に対し、主に宿泊の収入が大幅に減っており、方策としてダイレクトメールの発送、リピーターの確保、営業専門の職員を配置した営業活動など誘客に努めているが、なかなか成果が上がらないと答弁がありました。

委員より、今までの延長線上で誘客に取り組んでも改善されないので、企業の保養所として営業するなど、経営戦略を大幅に変える必要があるのではないかとの質疑に対し、能生町観光物産センターの指定管理後、外部への営業活動を行うようになり、市内外の企業から保養契約をとり、その契約に基づく誘客の準備も行っていると答弁がありました。

また、委員より、指定管理に移行してからの取り組みにより、県のアンケート調査では、リピーター総合満足度が宿泊施設として4位にランクされ、地域の方とイベントに取り組むなどで地域貢献などが評価され、温泉大賞も受賞した。黒字化という数字にはあらわれていないが、素晴らしいことではないかとの意見もありました。

そのほかにもたくさんの質問・意見がありましたが、割愛させていただきます。

以上、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

市民厚生常任委員会では、12月13日に所管事項調査を行いました。調査項目は、次期ごみ処理施設の整備について、一般廃棄物最終処分場の整備について、糸魚川市環境基本計画（案）について、糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（案）について、健康づくりセンタープールの整備について、国民健康保険税の見直し方針についての6項目であります。

まず、次期ごみ処理施設の整備については、次期ごみ処理施設の現地調査を行い、担当課より工事の進捗状況について説明を受けました。ランプウエー、管理室等の内外装、床の張り付けが終了。現在は、電気配線工事、配管設備の工事を初め、計量棟の仕上げ工事に着手、また、焼却炉の内部調査はできませんでしたが、プラント内部写真により、据え付け状況の説明を受け、おおむね順調に進んでいるとの報告がありました。来年3月下旬までにごみ処理負荷試験、性能試験を行い、新設備へのごみの搬入は1月20日から開始し、実際の負荷試験を1月29日から予定している。竣工引き渡しは3月31日になる予定と説明がありました。

委員より、植栽の種類について、その他若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

次に、一般廃棄物最終処分場の整備については、一般廃棄物最終処分場建設工事の現地調査を行い、現場はことしの7月から工事着手し、令和3年度供用開始に向けて進む造成工事の現状を確認しました。

担当課より、作業状況については、土工事の掘削状況、市道のり面影響防止へのH鋼杭打ち込み作業完了後は地盤改良、貯留構造物建設工事を進める予定としている。今後の積雪状況によっては、工事を一時休止する場合もあり得るとの報告がありました。

委員より、のり面防止工事で矢板工事を実施しているが、追加工事であり、工事の費用はどうか。また、予測外の工事発生など、あらかじめの建設工事費に加算しているのではないかと質疑に対して担当課より、行政から処分場性能を満たす設計施工での性能発注という工事請負契約であり、全国的にも性能発注方式をとっているのが現状であると答弁がありました。

次に、糸魚川市環境基本計画（案）については、担当課より、糸魚川市環境基本計画（案）については、糸魚川市環境審議会で3回の審議会を経て、素案として示すものであり、糸魚川市環境基本条例第8条の規定に基づき、平成22年に策定して計画期間が満了となることから、令和11年度までの10年間の計画である。計画策定に当たり重点課題を現状分析、前計画進捗状況、市民意識調査の結果を踏まえ、項目ごとにまとめた。

主なものとして、地球環境課題は、温暖化対策実行計画でのCO₂の削減目標達成が見込まれるため、さらなる緩和策の実施、各家庭での取り組める再生エネルギー等の導入については、市民周知を課題とした。食品ロスでは、20・10・0運動やドギーバッグ利用で削減に取り組むこと。また、海洋プラスチック問題に積極的に取り組み、普及啓発を推進するとした推進体制について、

計画に対しP D C Aサイクルにより進捗管理を行う。今後、パブリックコメントの実施、意見精査後、再度の委員会、環境審議会の審議を経て、計画策定の予定と説明がありました。

委員より、海洋プラスチックごみ問題は、本市にとって海洋資源を生かした漁業、観光にとって重要であり、もっとクローズアップが必要と考えるがいかがかとの質疑に対して担当課より、世界的な問題となっているが、市民生活において家庭・事業所では、分別収集が定着している。対策では、不法投棄やポイ捨てを防ぐ監視、パトロールの取り組みが重要であり、市民意識の向上に周知啓発を徹底していきたいと答弁がありました。

委員より、ドギーバッグの活用推進では、食品ロスへの取り組みは理解するが、食あたりの心配もあり、提供する店舗との話し合いは進んでいるかとの質疑に対して担当課より、食品衛生上の課題があり、進んでこなかったが、食品ロスが社会問題化していますので、今後しっかりと各店舗に理解と協力をお願いしていきたいと答弁がありました。

次に、糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（案）については、担当課より、糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（案）は、廃棄物減量等推進審議会で2回の審議を経て、素案として示すものである。本計画策定の経緯は、糸魚川市廃棄物の減量及び処理に関する条例第6条に基づき、平成22年度に1次計画を策定、中間見直しを実施したが、本年度計画期間満了となることから、令和11年度まで10年間の計画策定である。

このごみ発生・排出抑制計画の目標を達成するために具体的な取り組みでは、1つ目は、もったいないの心10カ条の推進を継続して進め、市民に10カ条が浸透することで、ごみの減量が期待できることから周知を行っていく。2つ目は、環境学習、環境教育への支援で学校でのリサイクル学習や各地区への分別説明を通じ、リサイクルの推進を図り、特に紙分別が依然として徹底されていないことから、周知啓発活動を強めることで、家庭系のごみ排出量抑制の目標を達成していきたい。新規の取り組みでは、中学、高校の生徒向けにパンフレット、動画の制作やドギーバッグ、折り詰め利用の推進などを掲げている。計画推進体制では、P D C Aサイクルにより、進捗管理を進め、廃棄物減量等審議会から審議いただき、進捗管理に努めていきたい。今後は、来年初めにパブリックコメントを実施、意見精査を経て、3月再度、委員会審議を経て、その後に審議会を経て、計画の策定としたい旨の説明がありました。

委員より、中高生向けのパンフレット、動画の制作は、取り組み過程が大事で、中高生との話し合いや段取りをどう進めて制作していくのかを質疑に対して担当課より、ごみの減量につながるものが大切で、中高生が企画・出演する啓発動画を制作していきたい。3高校がそろって何か取り組む動きがあり、そういったところと連携していきたいと答弁がありました。

また、委員より、過去に有料化を検討されてきたことがあったが、有料化を実施する前に減量化の徹底を図るべきであり、特に紙類の分別資源化が課題に挙がっているため、徹底して進める必要があるのではないかと質疑に対して、新聞、段ボールの分別は行われているが、いわゆる雑紙と称するものの分別が弱く、菓子等の空き箱や通知文書など焼却されているのが現状です。雑紙などの資源化を進める回収の周知を徹底することによって、リサイクル推進に力を入れていきたいと答弁されています。

次に、健康づくりセンタープールの整備については、健康づくりセンタープールの整備について現地調査を行い、担当課より、工事の進捗状況の説明を受けました。工期は、平成30年度

12月20日から令和2年1月31日までであり、準備期間は、令和2年2月から3月までで、使用開始は、令和2年4月であります。

次に、余熱利用の試験調整にかかわる工事の一時中止について、説明がありました。当初予定は、新規ごみ処理施設からの熱源供給を1月上旬の予定としていましたが、熱源供給開始が1月下旬になることから調整試験が間に合わず、工事を一時中止するものである。中止解除後の工期は、中止日数の25日間を足した令和2年2月25日、試験調整期間は、令和2年1月29日から2月18日までの21日間で、プールの水の加温、床暖房の試験などを行う予定。外構工事概要は、側溝敷設、外灯設置、駐車場整備、区画線設置等を行い、工事完了予定は、令和2年3月下旬としておりますとの説明がありました。

委員より、外構工事については、建物の外側全体をフェンスで囲わないのか、なければプールの裏側へ誰でも侵入できるわけだが、安全上、問題ないのかとの質疑に対し、周りにフェンスを張りめぐらす予定はなく、窓については、人の目の高さまでフィルムを張り、見えないように保安上、配慮した施工をするとの答弁がありました。

また、委員より、監視室から多目的プールの端までには距離があり、監視室での安全確認に困難さがあると思うが、安全確保をどう図るのかとの質疑に対して、プール内の監視体制は2名で行い、1名はプールとプールの間に中間の監視台で、もう一名はフリーという形で全体を監視し、安全確保を図りたいと答弁されています。

次に、国民健康保険税の見直し方針については、担当課より、令和元年度の決算では約7億3,000万円の繰り越しが見込まれ、財政調整基金の1億5,000万円と合計すると、実質繰越額が8億8,000万円となる見込みであり、この状況を踏まえ、国民健康保険の財政運営について整理を行っていききたいと説明がありました。

見直し内容の1点目は、財政調整基金は被保険者の保険税負担の平準化を図り、予算規模の5%に当たる2億円程度の資金を保有したいこと。2点目は、繰越金は保険税率改定に当たり、繰越金の活用で被保険者の負担抑制を図りたいこと。3点目は、保険税の見直しサイクルは、原則3年ごとに行う。ただし、3カ年の期間中に県事業費納付金が増額する場合や、保険税率見直しで被保険者に大幅な負担増が見込まれる場合は、段階的な見直しも考えていきたいと説明がありました。

また、保険税算定方式の医療分の算定について、所得割、資産割、平等割、均等割の4方式であるが、固定資産課税に対する資産割が、低所得者に負担があることから、資産割を廃止し、医療分を3方式としたい説明を受けました。説明に対する質疑なしで終結しております。

その他、各項目で質疑・意見等がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．糸魚川市駅北復興まちづくり調査について

○議長（中村 実君）

日程第3、糸魚川市駅北復興まちづくり調査についてを議題といたします。

糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

田原 実糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。よろしく申し上げます。

糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会は、令和元年5月21日に市議会臨時会において設置され、糸魚川市駅北復興まちづくり計画について、市民関係団体との連携についてを付議事件とし、11月19日までに7回の委員会と2回の市外調査及び3回の市民関係団体との意見交換を行っております。

以下、一連の流れで中間報告いたします。

6月14日に開催された第2回委員会では、行政側から出された計画の項目の一覧を参考に、特別委員会の付議事件を調査する上で、関心の高い項目と課題を委員全員から出していただき、重点を置く調査項目について意見交換を行いました。

また、市外調査についての意見交換を行い、調査先と内容が承認されました。この後、担当課より、糸魚川市駅北復興まちづくり計画の中のにぎわい創出広場、現在の駅北広場整備の設計変更についての説明があり、建物の工事費が当初予算を大幅に超える可能性があることから、面積、建物の高さ、仕様を変更して確認申請を提出し、工事契約に向けて進めていることが初めて明らかにされました。これに対し、委員より、数々の問題についての指摘があり、委員会は紛糾しましたが、担当課にて、これまで打ち合わせをした利用者の団体と個人に変更の詳細説明を行い、了承をもらった後に特別委員会に報告をいただき、駅北広場整備の設計変更について協議をすることとしました。

その他、駅北広場の雁木について、景観・不燃化ガイドラインへの適合について、運営方法について、利用方法と使い勝手について、質疑が交わされました。

また、担当課より、駅北まちづくり戦略の策定についての説明があり、これまでの市民会議やリノベーションスクールでの議論や提案をもとに駅北まちづくり戦略を策定し、復興計画エリアとそ

の周辺を対象に、まちづくりのプロジェクトを作成し、実践につなげていく。会議体としては、実践会議と推進会議の2つに分け、実践会議でまちづくりの実践に結びつく戦略を策定し、推進会議で実践会議で策定された案を検証と承認をしながら、実践についての応援や協力をしていただく。実践会議は、実際に活動を行っている人や団体の方、リノベーションスクール参加者などで構成し、推進会議は、商工会議所や商店街組合、農協等の団体の代表の方などで構成する予定。おおむね1年をかけて戦略を策定し、その後、順次、検証等を行う。事務局は、市と商工会議所の共同で行う予定と説明を受けました。

これに対し、委員からさまざまな質疑や意見が出されておりますが、詳細は割愛させていただきます。

6月24日に開催された第3回委員会では、前回の駅北広場整備の設計変更について引き続き調査を行い、担当課からの報告と説明の後、委員より、さまざまな質疑が出されております。その中で行政からの説明が不足していたことへの謝罪があり、国の補助金対応により、広告、入札、契約を進めることに対する理解について、職員への指導の徹底について、行政の見解が示されました。

8月8日に開催された第4回委員会では、8月6日の市外調査の集約について、市民関係団体との連携について、その他について協議しております。

市外調査の集約については、にぎわいのあるまちをテーマに、長野県小布施町の取り組みや長野県長野市善光寺周辺エリアリノベーションについて、糸魚川の復興まちづくりに置きかえて考えたさまざまな意見が委員より出されておりますので、後ほど報告いたします。

市民関係団体との連携については、6月20日の大町、緑町、新七、中央の被災4区区長との意見交換会を振り返り、市民関係団体との意見交換における委員会の立ち位置について、次に予定している糸魚川青年会議所や町なかで商売をされている団体との意見交換会の進め方について協議しました。

ここで委員より、駅北まちづくり会議において、行政が市民との連携を図りながら、若い方たちの活躍の場も準備しているの、委員会でも傍聴すべきだとの意見が出されました。

8月30日に開催された第5回委員会では、計画の進捗におけるまちなか駐車場の安全確保について、雁木の形状について、市民公園の利用について、駅北広場について、にぎわいの拠点施設整備について、担当課の説明を受け、多くの質疑が交わされています。まちなか駐車場の安全確保に関しては、委員より、防犯カメラの設置をとの意見が出され、設置の方向で検討するとの答弁がありました。

また、市民公園の利用については、バーベキューなど火気を使用することへの慎重な対応や利用の届け出書類の受け付けと利便性について質疑がありました。

駅北広場については、シェアキッチンの利用と運用について、創業支援について、設計で変更し、減額となった工事部分について質疑がありました。

にぎわいの拠点施設整備については、担当課より、町のにぎわいを創出する施設として検討を行っており、市民会議においては、子育て等の行政機能だけでにぎわいにつながるか、将来的な運営も含め、財政負担等の議論が必要ではないか、駅北地域全体のまちづくりを考え、果たすべき機能や役割を検討する必要があるとのご意見をいただいた。現在、駅北まちづくり会議で、具体的な戦略策定に取り組んでおり、にぎわいの拠点施設の位置づけや必要性を議論いただき、計画を具体化

していきたい。にぎわいの拠点施設の用地は、既に購入契約したところ以外も含む最大のものも検討していきたいと考えているが、施設の内容や規模が定まっていないことから、具体的な交渉には至っていないとの説明がありました。

これに対して委員より、にぎわいの拠点施設で必要とされる機能について、駅北まちづくり会議の権限について、事業予算について、利用者について質疑がありました。

また、7月18日の被災者関係者説明会について、駅北まちづくり会議の進捗について、リノベーションスクールについて担当課より説明があり、これに対し、多くの質疑と意見がありましたが、割愛させていただきます。

10月3日に開催された第6回委員会では、担当課からの説明が不十分であった駅北広場建物設計変更の詳細について再度の説明があり、質疑が交わされました。

委員より、1億円を減額した工事予算の内訳で、当初設計にあった高額な真空ガラスを採用する必要があったのかとの質疑に対し、省エネと断熱化を目的とした設計であったが、当初130平米あったガラスの面積を80平米に縮減し、真空ガラスを標準的な複層ガラスに仕様を変更して、大幅にコストダウンできたとの答弁がありました。

その他、委員より、2階建てが平屋となり、建物の高さが変わった。ガラス部分が減ったことで建物のイメージが変わったなどの指摘があり、また多くの質疑がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

11月19日に開催された第7回委員会では、前期特別委員会での現地調査以来7カ月ぶり、後期の特別委員会としては初めて被災地の復興工事の状況を確認に現地調査を行い、その後、机上調査を行っています。タブレット委員会資料08 駅北まちづくり調査特別委員会ファイルの、令和元年11月19日の中の現地調査資料に、現地調査ルートを掲載してございます。現地調査では、大町親水市民公園、浜町東市民公園、大町潮風市民公園、浜町北市民公園、浜町西市民公園、駅北復興住宅、まちなか駐車場、本町西市民公園、駅北広場、復興まちづくり情報センター、糸魚川駅ジオパルの順で回り、途中で担当課から説明を受けています。

駅北復興住宅では、交流スペースにて説明を受け、駅北復興住宅の設計が評価され、有名な建築雑誌2誌に掲載されたことの報告を受けています。

また、糸魚川駅ジオパルでは、かつて大阪・札幌を運行していた豪華寝台旅客列車トワイライトエクスプレスのレプリカの設置について報告を受けています。

机上調査では、復興まちづくり計画の進捗における消防力の強化について、住宅用火災警報器の設置推進について、初期消火体制の強化について、強風時における飛び火対応の強化について、木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援について、雁木の再生について、駅北広場の運営について、にぎわいの拠点施設整備について、復興市営住宅の現状について、担当課の説明を受け、多くの質疑が交わされています。

消防関係では、委員より、住宅用火災警報器の設置と市内木造住宅密集地域での連動型火災警報器、消火器の設置・点検について質疑があり、担当課より、モデル地区での連動型火災警報器設置について、消防署員、消防団員、消防職員が各家庭を訪問しての火災警報器や消火器の設置調査を行う一般家庭防火診断の取り組みが効果的であるので、引き続き進めていくと答弁がありました。

駅北広場の運営では、運営を委託する民間団体と地域おこし協力隊や集落支援員との連携につい

て、市民団体からの活動強化に関する相談対応について、まちづくりを担う人材の発掘と育成について、委託業務内容と指定管理料について、施設の公益性と収益性について、施設の事務スペースと備品の収納などについて質疑がありました。

にぎわいの拠点施設整備では、会議のテーマと話し合いの状況について、復興まちづくり計画のスケジュールと駅北まちづくり会議スケジュールの整合性について質疑がありました。

復興市営住宅の現状では、交流スペースの利用者と利用時間について質疑がありました。それぞれの質疑に対して、担当課からの丁寧な答弁がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

この後、市民関係団体との連携に関して委員間で協議し、糸魚川青年会議所会員との意見交換会の集約は、正・副に一任することとし、広域商店街及び商業者団体との意見交換会のテーマや、12月18日の市民関係団体との意見交換先を「まちづくりらぼ」とすることなどが話し合われました。

また、にぎわいのあるまち、高校生の居場所づくりをテーマに実施した新発田市への市外調査の集約を行い、現在進行形の糸魚川の復興まちづくりに置きかえて考えたさまざまな意見が、委員より出されておりますので、この後の市外調査報告で、ご報告させていただきます。この日は、新潟県への糸魚川市駅北大火からの復興まちづくりの推進に関する要望を糸魚川市産業部に同行して行ったことを委員長より報告させていただき、本日の糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会中間報告についても協議しております。

以上が、委員会のあらましであります。

続きまして、市外調査の概要をご報告いたします。

まず、8月6日に実施しました長野県小布施町、町立図書館テラソと、おぶせまちじゅう図書館、小布施まち歩きの調査について説明します。

町立図書館テラソは、小布施駅近くで人が集まり、交流する仕掛けとなっています。町長の選挙公約で、10年前に建設され、延べ面積約1,000平米、工事費3億6,900万円、年間維持費3,500万円、年間の入館者数は、累計13万人とのことです。特色としては、設計者と館長を全国公募し、設計コンペには、著名な設計事務所を含む166社が応募しました。設計費は2,657万円とのことです。

図書館テラソは、人と人、人と町が図書でつながるイベントを企画実施し、おぶせまちじゅう図書館プロジェクトの核施設ともなっています。このまちじゅう図書館というのは、町なかの一般家屋、商店、公共施設の一角につくられたミニ図書館スペースで、このまちじゅう図書館、オープンガーデン、まち歩きボランティアガイド、案内看板などが小布施の町なかに回遊性をつくる仕掛けとなっています。

長野県善光寺周辺リノベーションの調査では、善光寺周辺で100件近いリノベーションを手がけたMY ROOM代表の倉石氏より説明を受けました。MY ROOMは、エリア紹介、物件案内、事業プラン、建物プラン、設計施工を1社で行い、毎月、空き家見学会を開催し、空き家をカフェやゲストハウス、シェアオフィスなどにリノベーションし、引き渡し後の建物管理やイベント、メディアの企画運営も行う民間事業者で、当日、幾つもの物件をご案内いただいた後に質疑を行いました。

調査後、委員間で意見交換し、小布施の図書館とまちじゅう図書館の取り組みは、図書を使った

まちのイメージづくりができています。全国公募で設計者や館長を決めたことに意識の高さと町のブランド戦略を感じた。まち歩きをして、建物や景観をつくるまちづくりの基本的な理念がしっかりしていて、いろんな面で徹底されていると感じた。

また、善光寺周辺エリアリノベーションの取り組みは、多くの空き家を集合体として活用するリノベーションに価値がある。対象を特定し、商売をする若い人たちの横のつながりが有効に活かされているのがよいと感じたなどの感想が出されました。

次に、11月13日に実施しました新潟県新発田市の新発田市役所ヨリネスと、新発田駅前複合施設イクネスについて説明します。

新発田市では、市街地のにぎわいの拠点として、中心街区の商店街に市役所ヨリネスを建設し、商店街から直接入る市役所通りにコンビニ、FM放送局、市民向け展示スペースをつくり、さらに、このロビーに連続して多目的に利用できる全天候型三層吹き抜けの大空間をつくりました。ここには子供の遊具が常設され、トラック市やイベントで活用される場所となっています。

また、市役所の4階と7階にも、市民が気軽に使える空間があり、放課後、休日、テスト期間中、夏や冬の休み期間中も学生が集まる場所となっています。

また、新発田市では、図書を通じて市民がつながることを目的に、駅前に複合施設イクネスを建設し、多世代の市民が集い、学ぶ施設としました。1階から3階までの図書館をメインに、1階に福祉法人が運営するベーカリーとコーヒーショップ、多目的ホール、音楽スタジオがあり、2階に広々とした子育て支援施設とキッチンスペースがあり、それぞれが図書館と有機的につながっています。

新発田市長のイクネス建設の狙いの1つが、学生の居場所づくりで、私たちが伺ったときも図書館やホールで高校生がくつろいだり勉強している姿が見えました。このイクネスと連結して、民間の複合施設も建設され、コンビニや観光案内所、学習塾、診療所、市内大学学生寮がテナントとして入っています。

調査後、委員から、新発田市の公共施設としてすばらしいものであるが、大きなまちづくり計画に定められ、建設された施設であることなど、糸魚川とは条件が違うので、将来の構想の参考と考えたい。民間の活力がなくなってしまった場所に行政が出ていく必要を感じたなどの意見が出されました。

続きまして、市民団体との意見、連携、意見交換会の概要をご報告いたします。

第1回目として6月20日に、大町、緑町、新七、中央の被災4区区長と大火を防ぐまちづくり、にぎわのあるまちづくり、暮らしを支えるまちづくりの3つのテーマについて意見交換し、ご意見をいただいておりますので、主なものをご紹介します。

大火を防ぐまちづくりは、木造密集地区での空き家の防火対策、防災組織づくりの行政のフォロー、防災公園の具体的な役割、公園の管理に課題があるとされました。

にぎわのあるまちづくりは、駅北広場の建物の設計変更、建物と広場の利用、にぎわいの拠点整備に課題があるとされました。

暮らしを支えるまちづくりは、コンビニの誘致、リノベーションスクールや空き家活用の勉強会に課題があるとされました。

その他、被災者の皆さんが、集まりやすい場所づくりに住民みずから興味を持つ必要性、行政と

住民との情報共有ができていない現状、にぎわいの拠点の整備について多くの意見が出されました。

第2回目として、10月28日に糸魚川青年会議所会員と駅北のにぎわいについて、駅北で行っているまちづくり活動、今後の駅北まちづくりで問題と感ずる点、駅北広場の活用について、青年会議所が考える駅北広場のにぎわいの仕掛け、アイデア、駅北広場が地域にもたらす貢献度をテーマに意見交換し、ご意見をいただいておりますので、主なものをご紹介します。

駅北のにぎわいについては、行政や議会と情報共有したい。子供でにぎわう場所をつくるよいチャンスだ。市役所職員は、地元商店街で買い物をしているか。復興まちづくり計画に項目は幾つもあるが、市が目指しているものは何か、いま一つわからない。何をつくるにしても納得する理由が欲しいといった意見があり、行政との情報共有、建物をつくった後の利用者確保、にぎわいの継続などが課題であるとされました。

駅北広場の活用については、駅北広場だけがにぎわうのではなく、町なかを回遊してもらう拠点となってほしい。マルシェ開催の頻度が上がって、町なかを人が歩いてくればよい。小商いができる場なのか、マルシェなのか、機能がよくわからない。キッチンがなければ公民館と変わらない。施設によってもたらされる町の変化がイメージできないといった意見があり、課題としては、使い方をよくすること、利用時間、利用料、利用方法の周知や活用案の募集などの運営、公民館との差別化、災害など有事の際の利用などが課題であるとされました。

第3回目として、11月26日に広域商店街及びまちづくり団体と広域商店街が目指すまちづくり、駅北のまちづくりを進める上での問題、駅北広場とのかかわりなどをテーマに意見交換し、ご意見をいただいておりますので、主なものをご紹介します。

まず、広域商店街が目指すまちづくりでは、外部から人が来る仕掛け、専門店化し、スーパーやコンビニにない機能をエリア全体で取り組むことが必要。これまでも、まちづくりはさまざまあったと思うが、今度は絵に描いた餅にならないまちづくりとしたい。エリアを盛り上げるために手をつないでいきたい。高齢者用令和版マップづくりをする中で、高齢者ともつながっていく。人が集まるエリア、人が集まる商店街を目指す。そのルールづくりが大切だが、何でもありはだめだといった意見がありました。

駅北のまちづくりを進める上での問題は、若い人材が少なく、後継者が少ない。市街地事業者の各団体がつながっていない。情報発信の不足は、自分たちの問題だ。観光客にぜひここへ行ってくださいと進めたくなる場所がないなどの意見がありました。

駅北広場とのかかわりは、当初の話と変わってきたことに戸惑いがある。運営者には、自分たちの場所とするだけでなく、町全体を自分たちのエリアとして考え、活動してほしい。日常の食材を買う場所が欲しいという地元高齢者の要望があり、本町通りの土曜楽市を参考に、朝市などで対応してほしい。小谷・白馬をまねて誘客の情報発信が必要、子育て世代と高齢者の交流に有効に使われる場所になってほしいなどの意見がありました。

また、近隣住民から、私たちは買い物難民だと言われるが、採算性があるかどうか、近所にコンビニが欲しいと言われるが、商売をしていくための採算性があるかということが課題とされました。その他、糸魚川市が広域商店街に向けて何をやってくれるのか、子育てをやってくれるのであれば、つながっていききたい。まちづくりと言うが、その方向性について市長の考えは明らかになっているのか。コンセンサスは、とれているのか。行政や議会は、どう見ているのか教えてほしいという意

見がありました。

特別委員会の委員からは、人が住む目的となる子育てや教育の場、人が来る魅力となる運動や子供の体験の場、日本海を体験する場を新しくつくっていくことも必要。また、糸魚川のブランドづくりに全力を挙げて、決して焦らず、1年に1つでもよいので、ブランドとなるものをつくること。新しくできる駅北広場より、情報発信をしてもらいたいとの意見がありました。

なお、昨日、12月18日に、4回目の意見交換を若者のまちづくり団体、「まちづくりらぼ」と行っておりますが、その概要につきましては、次回の中間報告の折に報告させていただきます。

以上で、糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会の中間報告を終了いたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

11時15分まで、暫時休憩いたします。

〈午前11時03分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を開きます。

日程第4．議案第88号から同第110号まで、同第139号、請願第4号及び発議第9号

○議長（中村 実君）

日程第4、議案第88号から同第110号まで、同第139号、請願第4号及び発議第9号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連し、発議第9号の説明を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会初日及び12月10日に当委員会に付託となりました本案については、審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については、全て原案可決。請願第4号については、採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第88号、糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてと、議案第89号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、制度が創設されたが、これまでの待遇が改善されると思えず、民間企業の労働環境にも影響を与えるとして反対意見があり、起立により採決を行いました。結果は、いずれも賛成多数で可決となりました。

議案第92号から同第107号までについては、消費税、地方消費税の税率の改定に伴う部分と30分以内の使用料の改定に対して反対意見があり、起立により採決を行いました。結果、いずれも賛成多数で可決となりました。

議案第139号、契約の締結については、工期は本契約締結の日から450日間であることから、先生、生徒の負担にならないよう長期休暇に集中して行うような工程を調整し、工事を進めたいとの説明を受けています。

請願第4号、天皇陛下御即位賀詞を求める請願書については、会議規則に基づき、紹介議員の説明を受け、その後、各委員からの意見を伺っております。各委員からは、賛成したいとする意見、市議会での賀詞はなじまないと考え、採決時には退席したいとする意見などが出ておりました。これら各委員からの意見も伺い、採決の結果、採択となりました。

よって、決議を発議いたします。提案理由は、決議文をもってかえさせていただきます。

天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議。

賀詞。

天皇陛下におかせられましては、風薫るよき日に御即位なされましたことは慶賀にたえないところであります。

天皇皇后両陛下がご清祥であられ、令和の時代が世界の平和と我が国の繁栄をもたらすものとなりますよう心からお祈り申し上げます。

糸魚川市議会は、謹んで慶祝の意を表します。

令和元年12月19日、糸魚川市議会。

以上。

そのほか、若干質疑がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

よろしく申し上げます。

請願4号についてであります。伺います。

今、報告伺いましたけれども、おおよそのところ私も当日も出席しておりました、傍聴で。大体今、笠原委員長の報告したとおり。

ただ、1つお聞きしたいのは、この問題、各所で私、多くの方々から教えていただきました。もちろん今、笠原委員長も言われたように賛否いろいろお聞きしました。その中で、際立ったのは、私が聞いてみて、象徴天皇をうたい、主権在民をうたっているその今、このような議決という形はどうなんだろうという疑問というか論及というか、そういう声に非常に遭いました。

そこで、改めてお聞きします。

この私、今、申し上げたようなことについて、そういう論及がなされなかったのか、あったのか、改めてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

吉岡議員にお答えいたします。

傍聴されておられたということですので、今の質問についても出ておりました。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

ちょっと今、聞きにくかったんだけど、後段の一番最後のところ、傍聴しておられましたので、どうしたと言われたんですか、もう一回聞きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

お答えいたします。

吉岡議員も、ただいま自分も傍聴されてたというお話をされましたので、質問の内容については、そういう話も出ておりました。委員会の中では、お話しされておりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

わかりました。

終わります。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

請願第4号、天皇陛下御即位賀詞を求める請願書と発議第9号に関連して伺います。

天皇の地位と権能については、憲法第1条で日本国の象徴であり、主権は国民にあると明記しております。天皇の権能を明確にし、政治権力と宗教の関係も明確にしております。

請願というのは、公の機関に対して希望・要望するものだと思います。これらを踏まえてありますが、天皇の即位に当たっての地方議会の賀詞は、制度上の特定個人をたたえることになるので、請願の性質からいってなじまないのではないかとの疑問があります。請願権は、誰にもありますので出すのは自由ですが、この点、どのように議論されたか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

お答えになるかどうかわかりませんが、新保議員がお話しされたことも市議会での賀詞はなじまないと考え、退席された委員の方からお話が出ておりました。それによって退席されております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

これでいいのかどうかという議論は、されたんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

賛成する議員の方もおりまして、委員から賛成の議員の意見、喜ばしいことなので賛成したい。もう少し早く出していただければよかったのではないかという話もされて、出ております。

ただ、その内容について、両方で議論を交わせたということはありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

市議会は、全糸魚川市民を代表する場でありますし、こういう賀詞の決議については、疑問がありますので、私は退席したいと思います。

終わります。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤 孝です。

議案第88号、議案第89号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号に反対であります。

まず、議案第88号、糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改定する条例の制定についてにつきまして、反対討論を行います。

この会計年度任用職員制度につきましては、同一労働・同一賃金や官製ワーキングプアの解消といった市役所臨時職員の待遇改善の点で期待しておりました。会計年度任用職員の期末手当についてです。期末手当が1.45カ月分となっております。ところが、期末手当を含んで令和元年度の年収額を補償する、こうなっておりまして、給与月額を大幅に下げた上で差額を期末手当に充てる、そういう形でありまして、待遇改善とはなっておりません。

今年度、フルタイムで働いていた臨時的任用職員100人のうち、フルタイム型会計年度任用職員に移行するのは、保育士、幼稚園教諭の60人で、残りの40人、学校調理員と学校管理人は、パートタイム型会計年度任用職員となり、これまた待遇改善とはなっておりません。今年度の一般職非常勤職員約400人、この人たちは全てパートタイム型会計年度任用職員に移行でありまして、退職手当及び共済保険の対象になっておりません。

会計年度任用職員には、新たに服務規程が適応され、懲戒処分の対象にもなります。制度の名称からも正式には1年が任期であり、不安定雇用であることが明らかであります。この点も解消されておりません。会計年度任用職員は、定数適正化計画における職員数に入らないと言われております。幾らふやしても定数適正化計画には、触れません。

会計年度任用職員は、この制度はパートタイム型会計年度任用職員をどんどんふやして正規職員を減らしていく。こういった道筋を切り開くことになる可能性が大いにあります。正職員の2分の1から3分の1の給与で働く、こういった形態に法的な根拠を与えることは、民間企業の労働環境にも悪影響を与えると思います。数々の点を考慮いたしまして、この条例には反対です。

議案第89号は、議案第88号の条例制定に伴う条例でありますので、反対いたします。

次に、議案第92号から議案第107号であります。そのうち議案第92号、議案第96号、議案第100号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、この7本の議案についてですが、これらの条例の改正理由は、消費税及び地方消費税の税率改定に伴って使用料の改定等を行いたい、こういうものであります。消費税10%への増税により、家計消費は大きく落ち込んでおります。政府の予測だと来年度は、消費税は所得税を抜いて20兆円を超えて、最大の税目になるとされておりまして。大企業が内部留保を450兆円にもふやし続ける中で、実質賃金は、ふえておりません。糸魚川市のような市民所得が低い地方ほど、消費税増税の影響が大きく、市民生活を圧迫してきます。市内の中小企業への影響も大きいと思います。こういった中での使用料の値上げは、利用者への負担増につながり、市民経済への影響となってあらわれます。

したがいまして、消費税率引き上げに伴うこれらの条例改正には、反対いたします。

次に、議案第93号、94号、95号、97号、98号、99号、101号、106号、107号、この9件の議案についてであります。この条例の改正理由は、利用時間に1時間に満たない時間がある場合の30分以内の使用料の改定を行いたいためとされておりまして、事実上の値上げに当たります。使用料の値上げは、利用者への負担増につながり、やはり市民経済への影響が出てくると思われまます。

したがいまして、消費税率引き上げの直後に行うこれらの条例改正には、反対いたします。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（中村 実君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第88号、糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号、糸魚川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第93号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、糸魚川市青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号、糸魚川市多目的交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号、糸魚川市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第99号、糸魚川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号、糸魚川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号、糸魚川市農村コミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号、糸魚川市能生B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第103号、糸魚川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第104号、糸魚川市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第105号、糸魚川市能生マリンホール条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第106号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号、糸魚川市おててこ会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第109号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、指定管理者の指定について（能生マリンホール）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号、契約の締結について（能生中学校校舎大規模改修（建築）工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第9号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第9号、天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第4号、天皇陛下御即位賀詞を求める請願書については、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第111号から同第128号まで、同第136号、同第137号、
請願第3号及び発議第7号

○議長（中村 実君）

日程第5、議案第111号から同第128号まで、同第136号、同第137号、請願第3号及び発議第7号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連し、発議7号の説明を求めます。

田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決及び採択であります。

審査における主な質疑等について、ご報告いたします。

議案第111号から同第113号までは、内容が関連することから一括して審査を行いました。議案第111号、糸魚川市都市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、糸魚川市都市交流促進センターでインターネット検索しても出てこないが、ホームページは開設されているのかとの質疑に対し、現在ホームページには設定していないが、「そば道場よってきないや」で検索すると、ほかの人のサイトでひっかかるという答弁がありました。

また委員より、条例のタイトルが糸魚川市都市交流促進センター条例で、名称が能生都市交流促進センターで違うのは、何か意図があるのかとの質疑に対し、特に意図はないが、補助事業の関係で施設名称を定めたと答弁がありました。

委員より、この雪崩資料館は、無料で貴重な資料がたくさんある。もう少し踏み込んで利活用の仕方を考え、防災意識を高め、市内外にアピールすることにより、権現荘とも相乗効果になり、権現荘の集客の一助になるのではないのかとの質疑に対し、防災の周知も兼ねてツアーに組み込むことを新年度に向けて検討していきたいとの答弁がありました。

なお、議案第111号から議案第113号までは、反対意見が出され、起立により採決を行いました。

議案第114号から同第120号までについては、質疑の報告は割愛いたしますが、反対意見が出され、議案第120号以外は、起立により採決を行いました。

議案第121号、柵口温泉権現荘の指定管理者の指定については、全国公募を行った結果、株式会社能生町観光物産センター1社の申請があったと説明がありました。

委員より、公募の方法はどのように行ったかと質疑があり、おしらせばんと市のホームページで周知を行ったと答弁がありました。

なお、議案第121号は、反対意見が出され、起立により採決を行いました。

議案第122号から同第126号までは、内容が関連することから一括して審査を行い、質疑はありませんでした。

議案第127号のシーサイドバレースキー場の指定管理の指定についての審査も質疑はありませんでした。

議案第128号の駅北広場の指定管理者の指定については、駅北広場供用開始に向けて、令和2年4月1日から2年間を指定期間とし、公募を行い、株式会社BASE968の1団体から申請があり、選定委員会において候補者として選定されたと説明がありました。

委員より、収支計画にある中間支援業務の委託内容について質疑があり、指定管理者の公募の申請段階では、中間支援業務を再委託する提案であったが、市としては再委託せず、受託者が行うべきと考えるため、申請者と今後調整をしていきたいと答弁がありました。

委員より、中間支援業務内容の防災意識啓発などは、指定管理の業務でどのぐらいの比重を占めるのか、市としてこの駅北広場をどのようにしていきたいのかとの質疑に対し、駅北広場は交流の場、チャレンジと市民活動が活性化する施設であること、大火の記憶を伝承する3本の柱であるが、まずはにぎわいを進めていきたいと答弁がありました。

そのほかにも若干の質疑はありましたが、割愛いたします。

議案第136号、令和元年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第137号、令

和元年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、質疑はありませんでした。

請願第3号、免税軽油制度の継続に関する請願については、賛成の意見が出され、採択されました。これにより、本請願は、意見書提出を含意としていることから、発議第7号を提出いたします。提案説明を行います。

発議第7号、免税軽油制度の継続に関する意見書。

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和3年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶・倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものであります。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車・除雪機械等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなればスキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にもはかり知れない影響を与えることとなります。

よって、国においては観光産業や農林水産業等、幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に意見書を提出します。

以上で、建設産業常任委員会の付託案件審査の報告を終了いたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

昼食時限のため13時まで休憩といたします。

〈午前11時55分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。〔16番 古川 昇君登壇〕

○16番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

議案第121号、指定管理者の指定について（柵口温泉権現荘）について、反対討論を行います。

権現荘の赤字経営が続いていた直営事業運営のときは、運営責任者である元支配人の経営管理、経営手法に対して、行政管理体制を初め帳簿管理、仕入れ管理、在庫管理、労務管理などなど多くの問題を指摘してきた経過があります。平成28年9月に元支配人がやめてから、新の直営事業として運営をしてきた結果、黒字になりました。

行政は、なぜ黒字決算になったのか、誰が、どこが改善されたのか、帳簿管理を確実に行った結果なのかなど、整理や整備をしないまま第三セクターに引き渡しました。方針どおりもう一年直営運営をして、管理体制の不備を明確に整理すべきでありました。管理運営を曖昧にしたまま1年前倒しで、しかも拙速に第三セクターに任せた結果が、2年間赤字につながっている大きな要因と考えます。行政に連続する赤字決算の責任と認識がなければ、同じことの繰り返しであります。指定管理選定委員会から、収支が黒字になるように市から指定管理者に指導願いたいとした意見をどう受けとめているのか、行政の責任を問いただしているのです。能生町観光物産センターの50%株主として運営する宿泊部門をこのままに運営を続けた場合、能生町観光物産センターの運営にも影響を及ぼすことは明らかであります。筆頭株主の責任として改革・改善を実行する方針が明確に示されない現段階においては、向こう3年間同じ指定管理者を選定することには、到底納得できるものではありません。

よって、議案第121号に反対といたします。

続いて、議案第128号であります。指定管理者の指定について（駅北広場）について、反対討論を行います。

駅北広場施設の運営は、全く新しい事業であり、選定に当たっては施設の利活用や運営等コンセプトの提案、利用者や活動者との連携、共同運営による活用の広がり、官民一体による事業の推進など、民間事業者と対話を重ね、時間をかけて慎重に進めてきた経過があります。その基本として、市民が主体となったまちづくり活動の推進に向けての活動支援、効果的な運営による経費の縮減、環境負荷の低減及び施設の保全、市の復興まちづくり事業、地域づくり事業、商工業振興事業などと連携を図ること、集落支援員、地域おこし協力隊との情報共有、連携、協働して活性化に努めることを基本方針としてきました。結果として、指定管理者候補として事業計画書の審査を経て、事業者が決まったことと思います。

また、駅北広場事業は、公益性と収益性を確保するという利用者が集う空間づくりと、運営者が

主体的に収益を得る環境の両立が求められるという、新規事業者には厳しい事業運営が課せられております。提案資料の収支計画書を見ますと、支出の欄に中間支援委託料という項目があり、再委託料事業が出ております。しかも、指定管理料の約40%と高額であります。この事業は再委託でなければならないのか、一体的事業では、なぜできないのか疑問であります。高額な固定費の支出は、事業運営の柔軟性、対応等の妨げになる問題があります。

また、市は新潟県を初め多くの自治体で行財政改革が求められている現状にあって、この提案を受け入れて問題なしと議会に提出されてきた行政の考え方にも疑問があり、納得できるものではありません。

よって、議案第128号に反対といたします。

以上であります。

○議長（中村 実君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第121号、指定管理者の指定について（柵口温泉権現荘）を賛成の立場で討論を行います。

賛成の理由は、まず、公募の結果が、株式会社能生町観光物産センター（第三セクター）のみであること。次に、市直営時代に導入したペレットボイラーの燃料費を、能生町観光物産センターがこれまで負担をしてきたこと。次に、会社役員である藤田副市長が、一般質問や建設産業常任委員会で、権現荘の赤字が続くのであれば厳しい決断をしなければならないと明言していること。また、赤字の原因が売り上げ目標に達していないことと、客室稼働率が低いことを分析した上で、2期目で黒字化する覚悟があること。さらに指定管理の継続を決定した会社役員が、能生地域に権現荘を残すべきだと意見が一致していることであります。

今回の議案には賛成するものの、50%株主である糸魚川市の第三セクターが指定管理者として2年間の経営状態を確認すると、幾つかの課題があります。権現荘は、平成28年度まで市直営で行っていた施設であり、さまざまな問題を抱えたまま平成29年度より、1年前倒して能生町観光物産センターが指定管理者になっております。黒字経営が安定しないまま引き受けた形でありました。能生町観光物産センターによる権現荘の2年間の実績は、残念ながら1年目は1,523万円、2年目は1,289万円の赤字となり、正直なところ能生町観光物産センターの経営に権現荘が悪影響を与えていることを大変心配しております。

ちなみに、市直営最終年度の平成28年度は1,299万円の黒字で、内訳として消費税還付金と棚卸し売却代を引いても132万円の黒字でありました。年度途中で支配人がいなくなった後、市職員の奮闘により、よい結果となったことを本当に評価しておりました。

今定例会会期中の12月12日の建設産業常任委員会の質疑の中で、平成30年度の食材原価率が44.4%でありながら赤字ということは、市直営時代より営業や人件費に課題があるように見受けられました。指定管理を決定した役員の責任で改革を進めてほしいと思います。

そこで、指定管理の継続を認める一方で、50%株主である市と議会は、行政改革の観点で課題整理をこの機会に行うべきと思います。そこで、以下の4点を具体的に列挙しておきます。

1つ目は、民間活力を生かすため国の指導にあるとおり、第三セクターの市の持ち株を25%にすることです。

2つ目は、糸魚川市の看板施設である国交省重点道の駅、マリンドリーム能生の経営に権現荘が悪影響を及ぼさないように一層の緊張感を持つことです。

3つ目は、能生町観光物産センター（第三セクター）の経営を守るために、市は役員として監査法人等による経営健全化のための監査を行うことです。このたびの指定管理選定については、複数の中から選んでいないため、経営計画を比較検討することができなかったことや、市直営時代のように怠慢、不手際、過失などのゆりみが出ないように会計並びに資金の流れについては、50%株主の市が費用負担をしてでも外部者による監査、もしくは監査法人による監査を実施し、黒字化を目指すことです。

4つ目は、ペレットボイラーの燃料費について、灯油代に比べて割高になっている費用をエネルギー政策として市が負担し、能生町観光物産センターの負担軽減を行うことです。ペレットボイラーは、市直営時代の導入であり、指定管理後、燃料費が大きく、減額したにもかかわらず、翌年から燃料費が急激に上昇していることを調査し、灯油代とペレット代を比較して割高になっている部分は、市が政策燃料費として負担すべきです。そのかわりにSDGsの活動として、CO₂削減にかかわるロゴマークを権現荘に掲げ、SDGsに参画していることを示してもらいたいと思います。

それから、討論における過去の教訓として、あえて提言させていただきます。

平成25年12月19日の糸魚川市柵口温泉特別会計補正予算（第1号）で、4億円のリニューアルに向けた補正の議案に対して、私は賛成討論を行いました。その際、多くの提言をしましたが、ことごとく無視された経験がございます。そのときの提言を少しでも取り組んでいただければ、赤字は赤字でも意味のあったものになっていたと確信しております。今回も権現荘や能生町観光物産センターを観光振興のために守りたい考えから、4つの取り組みを提言しております。ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいことを記録に残す目的で発言させていただきました。

最後に、権現荘が公的な宿として異彩を放つ存在となり、糸魚川市の地域振興と観光振興に大きく貢献し、新しいスタイルの公の宿として君臨できることを心より願っております。議員各位におかれましては、賛同を心よりお願い申し上げます。

以上で、議案第121号、指定管理者の指定について（柵口温泉権現荘）についての私の賛成討論を終わります。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

吉岡であります。

議案第121号、指定管理者の指定について、反対討論を行います。

この問題につきましては、もうかつてから数え切れんぐらい私ばかりじゃない、取り上げてまいりました。その上でまた、こういうことを言わなきゃならんというのは、私に言わせればちょっと口惜しい気もします。けれども言わせていただきます。

かつて言ったことを少し後なでするような形ですけれども、同じことを言いますが、1つはこの問題、いわゆる官・公がやるべきもの、それから私・民がやるべき性格のものが仕分けがきちっとしてない。対応すべきではないか。具体的には、三セク対応の仕分けや区分を明確にすること。それから、ホテル業的なものを目指すのか、健康福祉施設的なものを目指すのか、その辺もはっきりしておりません。

それから、これは今でも言われてることですけど、指定管理者制度そのもののあり方、あるいは対応をどうするかを明確にしてない。全体のガイドラインのあり方、あるいは指定管理者のあり方、具体的には、50%株主とかいろんな問題が出てきております。だけどそういう問題も、私、今申し上げたようなそういう総論の中で、もっといい意味での役所として対応していかなきゃならんんじゃないかなと思います。

もともと民の側には、そう言っちゃ悪いけれどもお上に物を言うこと自体、はばかれるという生活実態があります、残念ながら。弱い立場なんです。そういう根っこにやはり行政側は目を向けて、見直しと言っちゃ大げさかと思いますが、見直し、あるいは改革、取り組んでいくようにしなければ、私はならないと思っております。こんなこと言っていると、もう何年も前から私言ってる。私ばかりじゃない、皆さんも言っとるんです。これがまた、悪い意味の役所的に言うと、いつまでやっとならぬやあねえねかと。そう言われてもやあねえねかとか、あるいは動いておるんだからという、こういう言葉で何となく軽んじられてしまう危険があるんです。そう私は思っております。そこの辺も、市長以下、十分心得て、心得ておると言われると思っておりますけれども、やってもらいたいな、そう思います。

このことを申し添えて、またさっきも言いましたけれども、議案第121号、指定管理者の指定について（柵口温泉権現荘）、このことについて取り上げさせていただきました。少し視点がちょっとぼやけておるかもしれませんが、一番大事なことを私は言わせてもらっておるつもりです。よろしくをお願いします。

○議長（中村 実君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第111、112、113、114、115、116、117、118、119、121号について、反対討論を行います。

議案第111号、糸魚川市都市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第112号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定について、議案第113号、糸魚川市長者温泉ゆとり館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第114号、

糸魚川市須沢臨海公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第115号、糸魚川市親不知ピアパーク条例の一部を改正する条例の制定について、議案第116号、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定について、議案第117号、糸魚川市活性化施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第118号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第119号、糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。10月からの消費税10%への増税に伴う改定での負担増と各種施設等の30分未満の使用料無料だったものを改定により有料とし、負担増とするものであります。消費税増税により、消費が大きく落ち込んでいるとのことでもあります。さらに負担をふやすこととなります。消費税増税には反対であります。それと連動して、このように負担増とすることに納得できませんので、反対するものであります。

議案第121号、指定管理者の指定についてであります。柵口温泉権現荘の指定管理を引き続き、株式会社能生町観光物産センターに指定するものであります。

2016年、平成29年4月から3年間、特命随契で株式会社能生町観光物産センターを指定管理者に指定しましたが、2020年、令和2年4月から3年間、さらに指定するものであります。権現荘が赤字になるようになってから、2009年から小林元支配人を採用しました。私物化した乱脈経営で大きな赤字が続き、リニューアルすれば黒字になると言って4億円かけてリニューアルしましたが、赤字体質からの脱却はできず、特命随契の1年目は1,524万円の赤字、2年目は1,290万円の赤字、3年目の今年度も赤字が予想されております。このまま続ければ指定管理者となっている株式会社能生町観光物産センターの経営さえ、脅かすことになりかねません。4億円かけてリニューアルすれば、黒字にできると言いましたが赤字になり、特命随契で指定管理にしてからも赤字が続き、黒字にする抜本的対策もとらずにいつまで続けるつもりでしょうか。この赤字は、市営のときは市民が負担し、指定管理になってからは三セク会社が赤字分を負担する形になっております。能生町観光物産センターの積立金が減るばかりであります。このままいけば、株式会社能生町観光物産センターの経営も危なくなります。このようなやり方を続けることは到底容認できませんので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（中村 実君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第111号、糸魚川市都市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、糸魚川市長者温泉ゆとり館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第114号、糸魚川市須沢臨海公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、糸魚川市親不知ピアパーク条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定について

を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第117号、糸魚川市活性化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第118号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第121号、指定管理者の指定について（柵口温泉権現荘）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第122号、指定管理者の指定について（能生海洋公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、指定管理者の指定について（海の資料館 越山丸・マリンミュージアム 海洋）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、指定管理者の指定について（神道山公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第125号、指定管理者の指定について（グリーンメッセ能生）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、指定管理者の指定について（シャルマン火打スキー場）を採決いたしま

す。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、指定管理者の指定について（シーサイドバレースキー場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第128号、指定管理者の指定について（駅北広場）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第136号、令和元年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第137号、令和元年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第7号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第7号、免税軽油制度の継続に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第3号、免税軽油制度の継続に関する請願書については、採択すべきものとみなします。

日程第6．議案第129号から同第134号まで、同第138号、陳情第15号及び発議第8号

○議長（中村 実君）

日程第6、議案第129号から同第134号まで、同第138号、陳情第15号及び発議第8号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審議を行っていますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連し、発議第8号の説明を求めます。

吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

市民厚生常任委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり可決及び採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第129号、糸魚川市青海総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、本改正は30分以内の使用料の整理を行うための所要の改正を行うものであると説明がありました。

次に、議案第130号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、地方税法の改正に伴い、個人住民税の単身児童扶養者の非課税措置についての子供の貧困に対するための一定条件のひとり親等を単身児童扶養者として新たに個人住民税を非課税対象者に追加するものである。個人住民税に係る扶養親族等申告書の記載事項の追加により様式変更となること、また、自家用軽自動車グリーン化特例の延長は、電気自動車に限り令和5年まで適用延長となることの3点について説明がありました。

次に、議案第131号、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、本改正は、能生国民健康保険診療所で行う検便検体検査料について600円から1,000円に改定するもので、検査経費に対し、適正な費用負担となるように改めたいものであると説明がありました。

委員より、検便検体検査料の他の料金については、改定する必要はないのかとの質疑に対し、全

体を確認した結果、他の部分は現状の料金で問題はなく、検便検体検査料のみ現状に見合った料金に見直したいとの答弁がありました。

次に、議案第132号、糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、本改正は30分以内の使用料の整理を行うための所要の改正を行うものであると説明がありました。

次に、議案第133号、指定管理者の指定について（糸魚川市斎場及び能生火葬場）では、糸魚川市斎場及び能生火葬場の指定期間が令和2年3月31日をもって期間満了となり、同年4月1日以降の指定管理者を定めたい。候補者は五輪・二幸グループ、指定期間は令和2年から令和7年の5年間で、公の施設指定管理者選定委員会の審査を経ての候補者であります。全国公募としたが、トラブル発生後、連絡を受けて、おおむね1時間以内に対応可能な法人との条件つきで公募。2者が申請しました。斎場の管理及び運営が円滑にでき、細やかなサービス提供を基本に、書類審査、業者説明を受けて、選定委員会で協議の結果、候補者として選定されたと担当課より説明がありました。

委員より、運営してきた利用者アンケートの内容が運営に反映されているかとの質疑に、利用者さんからは、きめ細かな対応で、おおむね好評価ですとの答弁がありました。

また、委員より、向こう5年間の指定料が記載されているが、今までと同額かの質疑に対して、消費税抜きで9%増額しており、燃料費、光熱費、外部委託費が主な要因であると答弁されています。

次に、議案第134号、指定管理者の指定について（健康づくりセンター）では、担当課より、指定管理期間の満了に伴い、新たな指定管理者を定めるもので、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で指定管理期間とし、来年4月1日からはプール機能を備えた施設として全国公募を行った。申請者は糸魚川健康づくりパートナーズ1者で、3社の共同企業体であり、申請に当たり、申請者から事業、収支計画書の提出を受け、公の指定管理者選定委員会で協議の結果、指定管理者候補者として選定されたとの説明がありました。

委員より、サンドリームからの利用者対応や3社のチームワークが心配、トラブル発生の折、問題解決は誰が当たるのか、市の対応として責任はどうかとの質疑に、担当課より、現在のサンドリームの人員を雇用していくよう調整したい。また、さまざまなトラブル発生時には、糸魚川健康づくりパートナーズの対応だけでなく、内容によっては市もかかわる要因を認識していると答弁されています。

また、委員より、現在の健康づくりセンターとサンドリーム青海の指定管理料の合計と、新たにプール施設を含んだ健康づくりセンターの指定管理料の差額はどのくらいとの質疑に、光熱水費を除いての比較では、現在が3,542万3,000円で、新しく提案されてる金額は5,960万円となっていると答弁されています。

次に、議案第138号、令和元年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、補正予算は歳入歳出に951万9,000円を追加し、総額を39億3,441万9,000円とするもので、歳出の1款1項1目の1、職員人件費の追加では、財源は一般会計からの基準内繰り入れを充当する。7款1項3目の1は、保険給付費等交付金返還で、平成30年度の保険給付費の確定に伴う普通交付金の清算であり、財源は前年度繰越金を充当する説明がありました。

続きまして、陳情第15号、基礎年金の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書については、賛成・反対の意見が出され、起立採決の結果、採択されました。これにより本陳情は、意見書提出を願意としていることから、発議第8号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第8号、基礎年金の改善と年金の毎月支給を求める意見書。

厚生労働省は、年金支給額を2013年10月から2015年4月までに2.5%を減じた上に、2015年4月には、初の「マクロ経済スライド」適用で0.9%を減額改定しました。また、2019年4月からは、物価が1%も上昇したにもかかわらず、賃金の0.6%増を基準に、マクロ経済スライド調整率0.5%を減じて0.1%増の支給にとどまりました。政府の計画では、「少子化」と「平均余命の延び」を理由として「マクロ経済スライド」により、基礎年金はこの先30年間にわたって30%も減額される計画であると伝えられています。

年金の実質的な低下は、消費税増税、医療・介護保険料の負担増のもとで年金生活にとってはダブルパンチとなっています。生きる糧としての食生活さえ切り詰めるを得ない深刻な状態をもたらしています。年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金の削減は、その分購買力が失われ、地域経済と地方財政に大きな影響を与えています。年金の減額改定で、生活保護世帯へ移行する高齢者もふえてきています。

このような危機的状況の中で、「公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう、基礎年金等の支給額を改善すること」、「年金の支給が隔月のために、支給のない月は借金生活をせざるを得ないので、毎月支給に変えること」などにより、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように次の事項について強く要望する。

- 1、基礎年金等の支給額を改善すること。
- 2、年金の支給を隔月支給から毎月支給に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出します。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第129号、132号に対する反対討論、陳情第15号に対する賛成討論を行います。

議案第129号、糸魚川市青海総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第132号、糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。各種施設等の30分未満の使用料無料だったものを改定により有料とし、負担増とするものであります。消費税増税により、消費が大きく落ち込んでいる中で、さらに負担をふやすこととなります。このようなことには賛成できないものであります。

陳情第15号、基礎年金の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書であります。陳情項目は、基礎年金等の支給額を改善することと、年金支給を隔月支給から毎月支給に変更することの2つであります。2013年から見て、物価は上がったけれども年金額は減っているとのことで、全国の政令都市20市が、基礎年金額等の改善を求める国民年金に関する要望書を国に提出したとのことであります。その中には、年金の毎月支給も含まれており、陳情項目は、高齢者にとって切実な問題だと思いますので、本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（中村 実君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

松尾議員。

○18番（松尾徹郎君）

陳情第15号について、反対討論をお願いします。

○議長（中村 実君）

ただいま松尾議員から討論の申し出がありました。

会議規則第52条の規定に基づき発言を許します。

松尾議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

陳情第15号、基礎年金の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書について、意見を申し上げます。

この陳情は、あくまでも年金受給者サイドに立った陳情であり、年金制度そのものを考えた場合、やはり若年労働者を初め、低賃金労働者、非正規社員など勤労者全般にわたる受益と負担について、もっと掘り下げて考えるべきであると考えます。

そこで、それらを考慮した上で意見を申し上げます。

ここ最近、年金問題が一層クローズアップされてきておりますが、現在の年金制度は既に破綻状態に近いと言われており、少子高齢化が一層進む我が国においては、平均寿命の延びと同時に年金受給者の増加、また、人口減少に伴う若年層の減少により、今後、勤労者における負担額の増額が指摘されているだけに、一方的に高齢者に対する年金支給額の増額を要求するのは極めて困難と言わざるを得ません。

そのような中、国では現行制度を見直し、全世代型社会保障改革の議論を重ねております。その一例を申し上げますと、60歳から70歳まで、定年制を延長することや、年金受給開始年齢の引き上げ、また、一定収入のある高齢者に対する年金の見直しなど、さまざまな角度から議論されております。また、消費税10%の値上げが既に執行されておりますが、今後の人口減少と国の財政状況、そして、ますます膨れ上がる社会保障費の増額を考えた場合、年金受給者だけを対象に支給金額の増額を実施するとなると、勤労者への負担はもちろんのこと、財源確保のためにさらなる消費税アップ等が考えられ、生活や経済に与える悪影響が大きくなるものと危惧せざるを得ません。労働者人口が減少傾向にある中、若者世代の負担がますます増加すると思われるだけに、これら状況を考えれば、高齢者世代だけを考へての年金増額については、慎重に考へていく必要があると思ひます。

また、年金の支え手となる勤労者の雇用環境については、失業率は大幅に低下したものの、雇用のミスマッチはほとんど改善しておらず、賃金の伸びも低く、基本給の実質給与は、減少またはほぼ横ばいで推移していると言われております。

ある資料によりますと、実質可処分所得の伸びも平成13年度から17年度までの平均値で0.3%の伸びにとどまっていると言われており、それだけに年金支給額を増額した場合、勤労者、特に低賃金の労働者に対する年金積立額の負担割合は大幅にふえることが予想され、現役世代の生活困窮者をふやすばかりか景気に与える影響は大きいものがあると思ひます。確かに年金受給者側に立った場合、現在の支給金額が余りにも低額であり、隔月支給から毎月支給への変更要望も十分理解できますが、若者世代を初め勤労者全般に対する配慮も必要ではないかと考へます。

したがって、先ほども申し上げましたが、高齢者の増加、すなわち2025年問題を初め2040年問題と言われるように、近い将来、団塊の世代を初め第2次団塊の世代が高齢期を迎えることを考へれば、高齢者がますます増加していくだけに、受益と負担を全世代にわたりできる限り公平感が味わえるような年金制度に改革する必要があります。単に年金受給者だけを考へに入れた年金制度改革を求めることには無理があると思ひます。

現在、国では社会保障と税の一体改革の議論を進めておりますが、多くの対策が検討されている中で、低所得者層への支援、あるいは低年金で低所得となっている高齢者への支援金、また、低所得者の介護保険料の軽減など、さまざまな支援策を考へに入れながら慎重に議論が進められており

ます。働き方改革を初めとしたこれら全世代型社会保障改革の全体像を、注意深く見守る必要があると思います。

以上の観点から、今後の制度改革を見守る中で高齢者世代だけでなく、負担する側の勤労者の立場にも十分配慮し、全世代にわたり受益と負担についてできる限り公平感が味わえるような改革にすべきです。

よって、本陳情については十分理解できますし、複雑な思いでいっぱいですが、現状、採択するには余りにも無理があり、困難であると判断いたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（中村 実君）

以上で、討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第129号、糸魚川市青海総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第130号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第131号、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第132号、糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号、指定管理者の指定について（糸魚川市斎場及び能生火葬場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号、指定管理者の指定について（健康づくりセンター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第138号、令和元年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により発議第8号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第8号、基礎年金の改善と年金の毎月支給を求める意見書を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、本案は否決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第15号、基礎年金の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情については、不採択とすべきものとみなします。

日程第7. 議案第135号

○議長（中村 実君）

日程第7、議案第135号、令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）議題といたします。
本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っていますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第135号については、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告します。

消防本部関係では、台風19号による消防団員の出勤費に係る補正については、2日間の延べ人数で982名が出動した分の経費であるとの答弁がありました。

こども課、こども教育課では、民営こども園運営事業費において、途中入所の1歳児・2歳児の増加に伴う扶助費の増額である。

また、母子衛生費では、母子保健情報連携システム改修業務委託料について、健診情報データの活用において、マイナンバーを有効に利活用するためのシステムとの説明がありました。

ほかにも確認事項がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

商工観光課関係、7款商工費、ふるさと旅行券発行事業の内容について、額面5,000円の旅行券を2,500円で6,000枚をコンビニで発行し、市内宿泊施設の利用を促進するという説明があり、委員より、前回の旅行券発行事業の概要についての質疑があり、平成28年度に発行したふるさと旅行券は5,903枚で、大手コンビニエンスストアで販売し、市内17施設を対象として実施したと答弁がありました。

また、委員より、前回の販売を経験して、初期の目的が達成されたかと質疑があり、冬季間の宿泊者数が課題となっており、平成28年のときは宿泊者数が増加し、経済効果があったと答弁がありました。

委員より、旅行会社と提携していない施設への対応について質疑があり、国の復興割については、旅行会社と契約しているところを中心に割引する制度で、市独自事業は市内の宿泊施設で希望があるところ全てを取り扱いたいと答弁がありました。

委員より、購入制限はあるのかとの質疑があり、購入の制約はないと答弁がありました。

委員より、事務委託費の支出についての質疑があり、事務委託費はコンビニエンスストアの端末利用料、広告費、決済手数料であると答弁がありました。

なお、能生事務所関係、農林水産関係、建設課関係、ガス水道局関係では質疑はありませんでした。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

市民厚生常任委員会に付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

環境生活課関係では、2款1項6目交通安全対策費の11、高齢者運転免許証自主返納は、交付済みのタクシー券の利用が増加していることから追加するものである。7目協働のまちづくり費の42、空き家対策事業の危険空き家等除去補助金3件の見込みが、11月末現在で3件申請があり、1件分の追加である。4款2項1目生活環境総務費の27、鳥獣対策事業は12月5日現在、ツキノワグマ捕獲が128頭、イノシシ捕獲が11月末現在、328頭である。今後も捕獲が増加する見込みのため、鳥獣捕獲等委託費を追加するものと説明がありました。

福祉事務所関係では、担当課より説明を受けた後、委員より、3款民生費の共同生活支援事業において増額となった理由と、実際に生活をされてる方や関係者の方からどういった声を聞いているかとの質疑があり、共同生活支援についての今年度開設した「ホームつくし糸魚川」が定員10名で開所したので、その分の増額補正である。支援者、利用者ともに特に問題なく生活していると報告を受けていると答弁されています。3款1項2目37、自立支援医療費給付費で、人工透析の対応で増額とのことであるが、患者数の増加か、1回当たりの治療費の増加か、また、今後の傾向について聞きたいとの質疑に対して、人工透析の数は、ここ数年横ばい状態で推移している。今回の増額は、生活保護受給者の人工透析がふえたことにより1人当たりの年額500万円以上かかることから増額となったと答弁されました。

このほかに質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第135号、令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．諮問第4号

○議長（中村 実君）

日程第8、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております伊藤清正さんの任期が、令和2年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものでございます。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第9．閉会中の継続調査について

○議長（中村 実君）

日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和元年第5回市議会定例会閉会に当たりまして、お礼を兼ねてご報告申し上げます。

去る12月2日から本日までの長期間にわたり、補正予算を初め多数の重要案件につきまして慎

重なお審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に5点についてご報告申し上げます。

最初に、東京2020オリンピック聖火リレーについて、ご報告申し上げます。

来年6月5日に行われますオリンピック聖火リレーの当市の走行ルートが発表されました。ルートは、市役所本庁舎前を出発し、糸魚川駅北大火から復興を始めております被災地を通り、糸魚川駅日本海口がゴールとなります。今後、関係者の皆様方のご協力をいただきながら、聖火リレーの成功に向け、取り組んでまいります。

2点目に、糸魚川市駅北大火3年事業、復興まち歩きの日2019の開催について、ご報告申し上げます。

12月21日土曜日の午前10時30分から、駅北地区口の字商店街を中心に開催いたします。復興するまちの様子を多くの方からごらんいただくとともに、復興で生まれた公共空間や空き店舗などの活用の可能性を探ることを目的に、多くの市民団体からも参画いただいております。商店街の年末セールとともに連携しておりますので、ぜひともお越しいただきたいと思っております。

3点目の2019ふるさとリバイバル25について、ご報告申し上げます。

若者のUターン促進や地域づくり、仲間づくりのためのネットワーク構築を目的に、自分のライフステージに目を向け始める25歳の市民や出身者を対象とした同級生で、ことしで4回目となります。市内在住の25歳の22人による実行委員会では、まだ知らぬ友達との出会い、また、知らぬ糸魚川の魅力との出会いをテーマに、12月30日に開催予定であり、11月末現在、105名の皆様が申し込みをいただいているようでございます。当日、地元食材を使った料理の提供やふるさとクイズによる交流等を企画しており、出会いの場の創出とともに地元定着や、さらなる郷土愛の醸成に期待するものでございます。

4点目に糸魚川ジオパーク世界認定10周年記念フォーラムの開催について、ご報告申し上げます。

台風の影響により中止となりました糸魚川ジオパーク世界認定10周年記念フォーラムを来年2月1日土曜日に開催いたします。記念講演やジオパークの学習発表など計画いたしておりますので、議員各位からもご出席いただきますようお願い申し上げます。

最後に、第2次糸魚川市総合計画実施計画の策定について、ご報告申し上げます。

本日、第2次総合計画実施計画について、議員の皆様方にご配付させていただきました。実施計画は、第2次総合計画の各施策を計画的かつ効率的に展開するため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、今後3年間で取り組む主要事業を定めたものでございます。予算編成の指針にするとともに行政事業や財政状況の変化を踏まえ、毎年度、内容を見直しているものでございます。今後も社会経済情勢等の動向を踏まえ、市民や地域、事業者等と行政が情報共有と共通理解を深めながら各種事業を展開してまいります。

以上、5点についてご報告申し上げます。議員各位を初め市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和2年3月市議会定例会の招集日を2月25日火曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（中村 実君）

これもちまして、令和元年第5回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後2時16分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員